

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																
1	第 1 編 総則	第 1 編 総則																	
6	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																	
8	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関																	
10	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td></tr></table>	機関名	内 容	中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	<table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td>(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。</td></tr></table>	機関名	内 容	中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画の修正（H29. 4））								
機関名	内 容																		
中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																		
機関名	内 容																		
中部地方整備局	(2) 初動対応 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。																		
11 13	6 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr></table>	機関名	内 容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	6 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>一般社団法人日本建設業連合会</u></td><td><u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></td></tr><tr><td><u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u></td><td><u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	ソフトバンク株式会社	(略)	<u>一般社団法人日本建設業連合会</u>	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>	<u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （指定公共機関の追加） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （指定公共機関の追加）
機関名	内 容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																		
機関名	内 容																		
ソフトバンク株式会社	(略)																		
<u>一般社団法人日本建設業連合会</u>	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>																		
<u>株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン・イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス</u>	<u>国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。</u>																		

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由												
14	7 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	(追加)	(追加)	7 指定地方公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>一般社団法人愛知県LPガス協会</td><td>(略)</td></tr><tr><td><u>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</u></td><td><u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u></td></tr></table>	機関名	内 容	一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)	<u>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</u>	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (指定地方公共機関の追加)
機関名	内 容														
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)														
(追加)	(追加)														
機関名	内 容														
一般社団法人愛知県LPガス協会	(略)														
<u>一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会</u>	<u>「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。</u>														
15	第2編 災害予防	第2編 災害予防													
15	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進													
15	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>(市) 防災課、 社会福祉協議会</td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>(市) 防災課、 社会福祉協議会</td><td>1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 <u>1 (3) 連携体制の確保</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 <u>1 (3) 連携体制の確保</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 (追加) 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	(市) 防災課、 社会福祉協議会	1 (1) 自主防災組織の推進 1 (2) 防災ボランティア活動の支援 <u>1 (3) 連携体制の確保</u> 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進													
16	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) 自主防災組織の推進 ア 自主防災会の設置・育成 災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。 従って、市は、市全域に設置が完了した<u>3 7</u>の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 1 市における措置 (1) 自主防災組織の推進 ア 自主防災会の設置・育成 災害時における災害応急活動については、国、地方公共団体、公共的団体及び民間協力機関等防災関係機関はもとより、地域住民が組織する自主防災会の協力がなければ万全を期し得ない。 従って、市は、市全域に設置が完了した<u>3 8</u>の自主防災会について、実践的な訓練を通じ、効果的な防災活動をするよう継続的な育成に努める。その際	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (情報の更新等)												

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
17	には女性の参画の促進に努めるものとする。	には女性の参画の促進に努めるものとする。	
17	ウ 自主防災会等の協力体制の推進 いざという時には、日頃から地域の防災関係者の連携が重要である。そのため、市は平時から、防災に関するNPO及び自主防災組織及び防災関係機関（消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体等）との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	ウ 自主防災組織等の環境整備 市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （対策の追加）
17	(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社などのボランティア関係団体と連携し、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境を整備するとともに、相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）を推進するものとする。 <u>（追加）</u>	(2) 防災ボランティア活動の支援 イ 防災ボランティア活動の環境整備 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時ににおいてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携をとることが重要である。そのため、県及び市は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。 (4) 市における措置 市は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （防災基本計画との整合） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
18	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア （略） (ア) 市及び碧南市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。	4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (1) ボランティアの受入体制の整備 ア （略） (ア) 市は、ボランティアの受入れに必要な机、椅子及び電話等の資機材を確保して、碧南市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																								
21	第 2 章 水害予防対策																										
21	主な機関の措置	主な機関の措置	2．碧南市各 局における活動 の反映等 （課名修正） 1．県の地域防 災計画の修正の 反映 （表記の整理）																								
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 河川防災対策</td><td>（市）防災課、<u>土木課</u>、 下水道課 中部地方整備局</td><td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>(追加)</u> 1 (5) 市民の自発的な行動の促進 1 (6) 矢作川における対策 <u>(追加)</u> 2 関連調整事項</td></tr><tr><td>第 3 節 海岸防災対策</td><td>（市）防災課、<u>土木課</u> 農業水産課</td><td>1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項</td></tr><tr><td>第 4 節 浸水想定区域に おける対策</td><td>（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者</td><td>1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>(追加)</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の策定 6 (2) <u>実施状況の確認等</u> <u>(追加)</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 河川防災対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、 下水道課 中部地方整備局	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>(追加)</u> 1 (5) 市民の自発的な行動の促進 1 (6) 矢作川における対策 <u>(追加)</u> 2 関連調整事項	第 3 節 海岸防災対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 農業水産課	1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項	第 4 節 浸水想定区域に おける対策	（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>(追加)</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の策定 6 (2) <u>実施状況の確認等</u> <u>(追加)</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 河川防災対策</td><td>（市）防災課、<u>土木港湾課</u>、 下水道課 中部地方整備局 <u>水防管理者</u></td><td>1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>1 (5) 予想される水災の危険の周知</u> 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 <u>1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会</u> <u>2 浸水被害軽減地区指定</u> <u>3 関連調整事項</u></td></tr><tr><td>第 3 節 海岸防災対策</td><td>（市）防災課、<u>土木港湾課</u> 農業水産課</td><td>1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項</td></tr><tr><td>第 4 節 浸水想定区域に おける対策</td><td>（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者</td><td>1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>4 (3) 市長の指示等</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の作成 6 (2) <u>訓練の実施</u> <u>6 (3) 自衛水防組織の設置</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 河川防災対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 下水道課 中部地方整備局 <u>水防管理者</u>	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>1 (5) 予想される水災の危険の周知</u> 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 <u>1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会</u> <u>2 浸水被害軽減地区指定</u> <u>3 関連調整事項</u>	第 3 節 海岸防災対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 農業水産課	1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項	第 4 節 浸水想定区域に おける対策	（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>4 (3) 市長の指示等</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の作成 6 (2) <u>訓練の実施</u> <u>6 (3) 自衛水防組織の設置</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第 1 節 河川防災対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、 下水道課 中部地方整備局	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>(追加)</u> 1 (5) 市民の自発的な行動の促進 1 (6) 矢作川における対策 <u>(追加)</u> 2 関連調整事項																									
第 3 節 海岸防災対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 農業水産課	1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項																									
第 4 節 浸水想定区域に おける対策	（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>(追加)</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の策定 6 (2) <u>実施状況の確認等</u> <u>(追加)</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第 1 節 河川防災対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 下水道課 中部地方整備局 <u>水防管理者</u>	1 (1) 河川維持修繕 1 (2) 河川改修 1 (3) 総合治水対策 1 (4) 河川情報等の提供 <u>1 (5) 予想される水災の危険の周知</u> 1 (6) 市民の自発的な行動の促進 1 (7) 矢作川における対策 <u>1 (8) 水災害連携の連絡会・協議会</u> <u>2 浸水被害軽減地区指定</u> <u>3 関連調整事項</u>																									
第 3 節 海岸防災対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 農業水産課	1 (1) 高潮、波浪対策事業 1 (2) 侵食対策事業 2 関連調整事項																									
第 4 節 浸水想定区域に おける対策	（市）防災課 中部地方整備局 要配慮者利用施設又は大規模工場等の所有者又は管理者	1 (1) 洪水浸水想定区域の指定 1 (2) 市町村への情報提供 2 (1) 雨水出水浸水想定区域の指定 4 (1) 碧南市地域防災計画に定める事項 4 (2) ハザードマップ（防災マップ）の配布 <u>4 (3) 市長の指示等</u> 5 (1) 計画の策定 5 (2) 訓練の実施 5 (3) 自衛水防組織の設置 6 (1) 計画の作成 6 (2) <u>訓練の実施</u> <u>6 (3) 自衛水防組織の設置</u> 7 (1) 計画の策定 7 (2) 訓練の実施 7 (3) 自衛水防組織の設置																									
22	第 1 節 河川防災対策	第 1 節 河川防災対策																									
	1 中部地方整備局、県（建設部）及び市における措置	1 中部地方整備局、県（建設部）及び市における措置																									
22	(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)	1．県の地域防 災計画の修正の 反映 （水防法の改正(H29. 6)）																								
23	<u>(追加)</u>	<u>(5) 予想される水災の危険の周知等</u> <u>市長は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。</u>																									

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
23	(5) (略) (6) (略) <u>(追加)</u>	<u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8) 水災害連携の連絡会・協議会</u> <u>ア 洪水予報連絡会</u> <u>流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した洪水予報河川について、国管理河川については中部地方整備局、气象台、関係市町村等と連携した洪水予報連絡会を開催し、水位等観測通報に協力し、水害の軽減に努めるものとする。</u> <u>また、県管理河川についても、それに準じた担当者会議を開催する。</u> <u>イ 水防協議会</u> <u>県は県管理河川を対象に、中部地方整備局は国管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町村、气象台等とともに氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組むこととする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法の改正(H29. 6))
23	<u>(追加)</u> <u>2 関連調整事項</u>	<u>2 水防管理者における措置</u> <u>水防管理者は、洪水浸水想定区域（近接する区域を含む）かつ輪中堤防等の区域であって、浸水の拡大を抑制する効用があると認められものを、浸水被害軽減地区として指定することができる。</u> <u>3 関連調整事項</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法の改正(H29. 6))
25	第3節 海岸防災対策 2 関連調整事項 (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（ <u>国土交通省河川局</u> 所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。	第3節 海岸防災対策 2 関連調整事項 (1) 海岸保全事業は背後地、水面等の関連により建設海岸（国土交通省 <u>水管理国土保全</u> 局所管）、港湾海岸（国土交通省港湾局所管）、漁港海岸（農林水産省水産庁所管）及び農地海岸（農林水産省農村振興局所管）に分かれて実施しているので緊密な連絡調整を図るよう考慮する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更)
26	第4節 浸水想定区域における対策 4 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 市地域防災計画に定める事項 ウ 災害対策基本法 <u>第四十八</u> 条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項	第4節 浸水想定区域における対策 4 浸水想定区域のある市町村における措置 (1) 市地域防災計画に定める事項 ウ 災害対策基本法第 <u>48</u> 条第 <u>1</u> 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
27	(2) (略) <u>(追加)</u>	(2) (略) <u>(3) 市長の指示</u> 市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法の改正(H29. 6))
27	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>(1) 計画の策定等</u> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。	6 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 <u>(削除)</u> 市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の <u>(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり</u> 努めなければならない。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (水防法の改正(H29. 6))
28	<u>ア 計画の策定</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成 <u>イ 訓練の実施</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>ウ 自衛水防組織の設置</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告 <u>(2) 実施状況の確認等</u> <u>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u>	<u>(1) 計画の作成</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成 <u>及び市長への報告</u> <u>(2) 訓練の実施</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 <u>(3) 自衛水防組織の設置</u> 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告 <u>(削除)</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
29	第 6 節 農地防災対策 <u>2 関連調整事項</u> <u>農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。</u>	第 6 節 農地防災対策 <u>(削除)</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映、しかし、本市にはため池

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																																
31	第 3 章 土砂災害予防対策	第 3 章 土砂災害予防対策	がないため削除 （表記の整理）																																
31	基本方針 ○ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、 <u>避難警戒</u> 体制を整備する。	基本方針 ○ 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、 <u>警戒避難</u> 体制を整備する。	1．県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）																																
31	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 土砂災害の防止</td><td>（市）防災課、<u>土木課</u></td><td>2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知</td></tr><tr><td>第 3 節 砂防対策</td><td>（市）防災課、<u>土木課</u></td><td>1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項</td></tr><tr><td rowspan="3">第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>（市）防災課、<u>土木課</u>、<u>県</u></td><td>1 (1) 市土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供</td></tr><tr><td>（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者</td><td><u>2 施設管理者に対する連絡体制の確立（追加）</u></td></tr><tr><td>要配慮者利用施設</td><td><u>3 社会福祉施設等における対策（追加）</u></td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 土砂災害の防止	（市）防災課、 <u>土木課</u>	2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知	第 3 節 砂防対策	（市）防災課、 <u>土木課</u>	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項	第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、 <u>県</u>	1 (1) 市土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供	（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	<u>2 施設管理者に対する連絡体制の確立（追加）</u>	要配慮者利用施設	<u>3 社会福祉施設等における対策（追加）</u>	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 土砂災害の防止</td><td>（市）防災課、<u>土木港湾課</u></td><td>2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知</td></tr><tr><td>第 3 節 砂防対策</td><td>（市）防災課、<u>土木港湾課</u></td><td>1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項</td></tr><tr><td rowspan="3">第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策</td><td>（市）防災課、<u>土木港湾課</u>、<u>県</u></td><td>1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供</td></tr><tr><td>（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者</td><td><u>2 (1) 連携体制の確立</u> <u>2 (2) 施設管理者等に対する支援</u> <u>2 (3) 市長の指示等</u></td></tr><tr><td>要配慮者利用施設</td><td><u>3 (1) 計画の作成</u> <u>3 (2) 訓練の実施</u></td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 土砂災害の防止	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知	第 3 節 砂防対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項	第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 <u>県</u>	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供	（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	<u>2 (1) 連携体制の確立</u> <u>2 (2) 施設管理者等に対する支援</u> <u>2 (3) 市長の指示等</u>	要配慮者利用施設	<u>3 (1) 計画の作成</u> <u>3 (2) 訓練の実施</u>	2．碧南市各部署における活動の反映等 （課名修正） 1．県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第 2 節 土砂災害の防止	（市）防災課、 <u>土木課</u>	2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知																																	
第 3 節 砂防対策	（市）防災課、 <u>土木課</u>	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項																																	
第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	（市）防災課、 <u>土木課</u> 、 <u>県</u>	1 (1) 市土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供																																	
	（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	<u>2 施設管理者に対する連絡体制の確立（追加）</u>																																	
	要配慮者利用施設	<u>3 社会福祉施設等における対策（追加）</u>																																	
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																	
第 2 節 土砂災害の防止	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	2 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 2 (2) ハザードマップの作成及び周知																																	
第 3 節 砂防対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u>	1 (1) 急傾斜地崩壊対策事業 2 関連調整事項																																	
第 4 節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	（市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、 <u>県</u>	1 (1) 県土保全事業の推進 1 (2) 施設管理者等に対する情報の提供																																	
	（市）防災課、高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	<u>2 (1) 連携体制の確立</u> <u>2 (2) 施設管理者等に対する支援</u> <u>2 (3) 市長の指示等</u>																																	
	要配慮者利用施設	<u>3 (1) 計画の作成</u> <u>3 (2) 訓練の実施</u>																																	
32	第 2 節 土砂災害の防止 1 <u>県</u> における措置 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所 <u>のうち、緊急性の高い箇所から順次</u> 、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。	第 2 節 土砂災害の防止 1 県 <u>（建設部、農林水産部）</u> における措置 (2) 土砂災害警戒区域等の指定 ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 県は、土砂災害危険箇所 <u>等について順次、土砂災害防止法に基づく基礎調査を行い、</u> 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。	1．県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）																																
32	(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。	(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。	1．県の地域防災計画の修正の																																

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
33	ア <u>土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</u> ① 開発行為の制限	ア 土砂災害特別警戒区域 ① <u>特定</u> の開発行為の制限	反映 （表記の整理）
34	2 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、 <u>避難体制</u> の充実・強化を図る。 ④ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地	2 市における措置 (1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 イ 市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、 <u>警戒</u> 避難体制の充実・強化を図る。 ④ 警戒区域内に、 <u>要配慮者利用施設</u> （社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該 <u>要配慮者利用</u> 施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの <u>当該要配慮者利用</u> 施設の名称及び所在地	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
36	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 1 県及び市における措置 (2) (略) <u>(追加)</u>	第4節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策 1 県 <u>(農林水産部、建設部、健康福祉部)</u> 及び市における措置 (2) (略) <u>(3) 施設管理者等に対する防災知識の普及</u> <u>施設の管理者、防災責任者に対し、説明会等の実施により土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （土砂災害防止法の改正（H29. 6））
37	2 市における措置 <u>(追加)</u> 市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	2 市における措置 <u>(1) 連絡体制の確立</u> 市は施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。 <u>(2) 施設管理者等に対する支援</u> <u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。</u> <u>(3) 市長の指示等</u> <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （土砂災害防止法の改正（H29. 6））

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
37	3 要配慮者利用施設における措置 第 9 章第 2 節 1 (1) 「社会福祉施設等における対策」による。	<u>が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u> 3 要配慮者利用施設における措置 <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。</u> <u>(1) 計画の作成</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告</u> <u>(2) 訓練の実施</u> <u>急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (土砂災害防止法の改正(H29. 6))
37	第 5 節 宅地造成の規制誘導 1 市における措置 <u>(追加)</u>	第 5 節 宅地造成の規制誘導 1 県及び市における措置 <u>(1) 宅地造成工事規制区域</u> <u>県及び市は、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。</u> <u>(2) 造成宅地防災区域</u> <u>県は市と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
38	<u>(追加)</u> 市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。	<u>(3) 宅地危険個所の防災パトロール</u> 市は、災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。	

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																														
38	第 6 節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。 (2) 相互支援体制の整備 市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、その体制整備を図る。	第 6 節 被災宅地危険度判定の体制整備 1 市における措置 (1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 市は、県が開催する土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会<u>の開催</u>に協力し、判定士の養成・登録に努めるものとする。 (2) 相互支援体制の整備 市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、<u>愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとして</u>、その体制整備を図る。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)																														
39	第 4 章 事故・火災等予防対策	第 4 章 事故・火災等予防対策																															
39	主な機関の措置	主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)																														
40	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第 4 節 道路災害対策</td><td>道路管理者（中部地方整備局、（市）土木課）</td><td>1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理</td></tr><tr><td>（市）防災課、土木課、消防署</td><td>2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備</td></tr><tr><td rowspan="3">第 7 節 高圧ガス保安対策</td><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備</td></tr><tr><td>高圧ガス施設</td><td>2 高圧ガス施設の整備</td></tr><tr><td>高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署</td><td>3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発 4 関連調整事項</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 4 節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、（市）土木課）	1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理	（市）防災課、土木課、消防署	2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備	第 7 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部	1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備	高圧ガス施設	2 高圧ガス施設の整備	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発 4 関連調整事項	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第 4 節 道路災害対策</td><td>道路管理者（中部地方整備局、<u>県</u>、（市）土木港湾課）</td><td>1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理</td></tr><tr><td>（市）防災課、土木港湾課、消防署</td><td>2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備</td></tr><tr><td rowspan="3">第 7 節 高圧ガス保安対策</td><td>中部近畿産業保安監督部</td><td>1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備</td></tr><tr><td>高圧ガス施設の所有者・管理者・占有者</td><td>2 高圧ガス施設の整備</td></tr><tr><td>高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署</td><td>3 災害防止技術の向上 4 関連調整事項</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 4 節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、 <u>県</u> 、（市）土木港湾課）	1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理	（市）防災課、土木港湾課、消防署	2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備	第 7 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部	1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備	高圧ガス施設の所有者・管理者・占有者	2 高圧ガス施設の整備	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	3 災害防止技術の向上 4 関連調整事項	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第 4 節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、（市）土木課）	1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理																															
	（市）防災課、土木課、消防署	2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備																															
第 7 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部	1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備																															
	高圧ガス施設	2 高圧ガス施設の整備																															
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	3 災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発 4 関連調整事項																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第 4 節 道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、 <u>県</u> 、（市）土木港湾課）	1 (1) 道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検 1 (2) 道路の防災対策 1 (3) 実践的な訓練の実施 1 (4) 情報通信手段の確保及び運用・管理																															
	（市）防災課、土木港湾課、消防署	2 (1) 救急救助用資機材の整備 2 (2) 道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備																															
第 7 節 高圧ガス保安対策	中部近畿産業保安監督部	1 (1) 保安思想の啓発 1 (2) 規制の強化 1 (3) 自主保安体制の整備																															
	高圧ガス施設の所有者・管理者・占有者	2 高圧ガス施設の整備																															
	高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者、高圧ガス輸送機関、中部近畿産業保安監督部、消防署	3 災害防止技術の向上 4 関連調整事項																															
45	第 8 節 火薬類保安対策 1 中部近畿産業保安監督部における措置	第 8 節 火薬類保安対策 1 中部近畿産業保安監督部及び<u>県（防災局）</u>における措置	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)																														
46	2 消防署における措置	2 消防署における措置	1. 県の地域防																														

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																								
	消防署は、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。 3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置 火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、またあらかじめ安全な一時保管所を定めておく。 4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。	消防署は、<u>事業者との間で災害防止協定を締結し</u>、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。 3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置 火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、<u>あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。</u> 4 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、<u>県（防災局）及び市における措置</u> 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。	災計画の反映 （表記の整理）																								
47	第 5 章 建築物等の安全化	第 5 章 建築物等の安全化																									
47	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 交通関係施設対策</td><td>施設管理者等、 （市）防災課、<u>土木課</u>、都市計画課、消防署</td><td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第 4 節 防災建造物整備対策</td><td>（市）防災課、建築課、こども課、<u>（教）庶務課</u>、学校教育課、消防署</td><td>1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 交通関係施設対策	施設管理者等、 （市）防災課、 <u>土木課</u> 、都市計画課、消防署	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修	（略）	（略）	（略）	第 4 節 防災建造物整備対策	（市）防災課、建築課、こども課、 <u>（教）庶務課</u> 、学校教育課、消防署	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 交通関係施設対策</td><td>施設管理者等、 （市）防災課、<u>土木港湾課</u>、都市計画課、消防署</td><td>1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第 4 節 防災建造物整備対策</td><td>（市）防災課、建築課、こども課、<u>庶務課</u>、学校教育課、消防署</td><td>1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 交通関係施設対策	施設管理者等、 （市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、消防署	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修	（略）	（略）	（略）	第 4 節 防災建造物整備対策	（市）防災課、建築課、こども課、 <u>庶務課</u> 、学校教育課、消防署	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防	2．碧南市各 局における活動 の反映等 （課名修正）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第 1 節 交通関係施設対策	施設管理者等、 （市）防災課、 <u>土木課</u> 、都市計画課、消防署	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修																									
（略）	（略）	（略）																									
第 4 節 防災建造物整備対策	（市）防災課、建築課、こども課、 <u>（教）庶務課</u> 、学校教育課、消防署	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防																									
区 分	機 関 名	主 な 内 容																									
第 1 節 交通関係施設対策	施設管理者等、 （市）防災課、 <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、消防署	1 施設の防災構造化及び被害を最小限にとどめる 予防措置 2 (1) 交通施設の整備及び防災構造化 2 (2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導 3 鉄道事業者の対策 4 港湾・漁港の改修																									
（略）	（略）	（略）																									
第 4 節 防災建造物整備対策	（市）防災課、建築課、こども課、 <u>庶務課</u> 、学校教育課、消防署	1 (1) 公共建築物の不燃化 1 (2) 優良建築物等整備事業の推進 1 (3) 防災上重要な施設の耐水性能の確保 1 (4) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保 1 (5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持 1 (6) 文教施設・設備等の点検及び整備 1 (7) 危険物の災害予防																									
47	第 1 節 交通関係施設対策 2 道路 中部地方整備局、<u>市</u>及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となる<u>恐れ</u>が大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進する。	第 1 節 交通関係施設対策 2 道路 中部地方整備局、<u>県</u>、<u>市</u>及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。 (1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化 <u>国道、県道等</u>幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となる<u>おそれ</u>が大きい橋梁等道路施設の整備と防災構造化を推進す	1．県の地域防 災計画の反映 （表記の整理）																								

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
48	また、風水害に備え、下記のとおり道路路線等の整備を行うとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 ア 国や県の道路整備計画にあわせ、市の幹線道路整備事業などによる道路の新設等を図る。 イ 水害により絶えず路面が水没する箇所及び道路決壊の恐れがある箇所に対し、これを防止するため嵩上げ等を行う。 ウ 一つの道路が災害によって交通不能となった場合のう回路又はバイパスとして適当な道路の改良を行う。 エ 大雨などによる土砂崩れの恐れがある道路に、危険防止のためのコンクリート擁壁を設置する。 オ 道路の冠水による事故を未然に防ぐため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図る。 (2) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導	る。 また、<u>道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等の必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u> <u>(2) 山間道路の土砂崩れ等災害防止対策</u> <u>山間道路については、豪雨や台風によって土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性があるので、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。</u> <u>(碧南市においては、山間道路は存在しない)</u> (3) 浸水時の転落防止対策及び占用者に対する指導	
48	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
49	2 電力施設 (3) 配電設備 配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮を<u>している</u>。	2 電力施設 (3) 配電設備 配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートの選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮を<u>する</u>。	
49	3 ガス施設 (1) 風水害対策 ア ガス製造設備 (ア) <u>浸水の恐れ</u>がある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。 イ ガス供給設備 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の<u>恐れ</u>がある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。	3 ガス施設 (1) 風水害対策 ア ガス製造設備 (ア) 浸水の<u>おそれ</u>がある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。 イ ガス供給設備 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水の<u>おそれ</u>がある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理) 1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
50	(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア 災害対策用資機材等の確保 <u>又</u>、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。 イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。<u>又</u>、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 ア 災害対策用資機材等の確保 <u>また</u>、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。 イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、重要なガス施設においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。<u>また</u>、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
51	4 上水道 水道事業者は、次の対策を実施する。 (1) (略) (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化 河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。 (3) 浸水被害の<u>恐れ</u>のある施設に対する浸水防止措置 浸水による被害の<u>恐れ</u>のある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。	4 上水道 水道<u>(用水供給)</u> 事業者は、次の対策を実施する。 (1) (略) (2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化 <u>取水施設等</u>の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。 (3) 浸水被害の<u>おそれ</u>のある施設に対する浸水防止措置 浸水による被害の<u>おそれ</u>のある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
51	5 下水道 下水道管理者（県及び市）は、次の対策を実施する。	5 下水道 下水道管理者（県 <u>(建設部)</u> 及び市）は、次の対策を実施する。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
51	6 一般通信施設 (1) 施設の防災構造化 災害の<u>恐れ</u>のある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。	6 一般通信施設 (1) 施設の防災構造化 災害の<u>おそれ</u>のある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化をすすめる。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
54	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																		
	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>(市) <u>土木課</u>、都市計画課、<u>公園緑地課</u></td><td>1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td></tr><tr><td>第 4 節 市街地の面的な整備・改善</td><td>(市) 防災課、<u>土木課</u>、都市計画課、<u>公園緑地課</u>、<u>区画整理課</u></td><td>1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木課</u> 、都市計画課、 <u>公園緑地課</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第 4 節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、都市計画課、 <u>公園緑地課</u> 、 <u>区画整理課</u>	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 防災上重要な都市施設の整備</td><td>(市) <u>土木港湾課</u>、都市計画課、<u>都市整備課</u></td><td>1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備</td></tr><tr><td>第 4 節 市街地の面的な整備・改善</td><td>(市) 防災課、<u>土木港湾課</u>、都市計画課、<u>都市整備課</u></td><td>1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、 <u>都市整備課</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備	第 4 節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、 <u>都市整備課</u>	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画	2．碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木課</u> 、都市計画課、 <u>公園緑地課</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																			
第 4 節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、 <u>土木課</u> 、都市計画課、 <u>公園緑地課</u> 、 <u>区画整理課</u>	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																			
区 分	機 関 名	主 な 内 容																			
第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	(市) <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、 <u>都市整備課</u>	1 (1) 道路の整備 1 (2) 公園・緑地の整備																			
第 4 節 市街地の面的な整備・改善	(市) 防災課、 <u>土木港湾課</u> 、都市計画課、 <u>都市整備課</u>	1 (1) 市街地開発事業 1 (2) 地区計画																			
54	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	1．県の地域防災計画の反映 (表記の整理)																		
55	1 市における措置 (1) 道路の整備 (略) (2) 公園・緑地の整備	1 市における措置 (1) <u>都市における</u> 道路の整備 (略) (2) <u>都市における</u> 公園・緑地の整備																			
55	第 3 節 建築物の不燃化の促進	第 3 節 建築物の不燃化の促進	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
	1 市における措置 (1) 防火地域、準防火地域の指定 市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域 <u>を</u> 防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。	1 市における措置 (1) 防火地域、準防火地域の指定 市は、市街地における建築物の不燃化を促進し、火災の危険を防除するため、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地の区域 <u>に</u> 防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。																			
57	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 7 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備																			
57	第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第 1 節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備																			
57	1 市及び防災関係機関における措置	1 市及び防災関係機関における措置	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																		
58	(2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。 <u>(追加)</u>	(2) 防災用拠点施設の整備促進 市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、庁舎や避難所等、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。 <u>また、庁舎においては災害対策本部機能の保全を図るため、太陽光発電設備</u>																			

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
60	6 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 通信施設・設備等 ア 通信施設の防災構造化等 <u>防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落・市・県・関係機関相互間における情報連絡網の整備を図ると共に主要都市間の市外通話施設、有線放送施設、無線施設、放送施設等を防災構造化するなどの整備改善に努める。また、予備機等の設置に努めるとともに、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> イ (略) ウ 防災情報システムの整備 <u>市及び防災関係機関とをオンラインでネットワーク化し、各機関が入手した気象情報、河川水位情報、土砂災害情報、道路情報、被害情報、応急対策情報などをリアルタイムで共有化し、迅速的確な応急対策を実施することのできる防災情報システムを整備する。</u> <u>また、市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。</u>	<u>や蓄電システムを整備する。</u> 6 情報の収集・連絡体制の整備 (2) 通信<u>手段の確保</u> ア 通信施設の防災構造化等 <u>市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策など、災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防火構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</u> イ (略) ウ <u>ヘリコプターテレビ電送システムの整備</u> <u>県は、被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプターテレビ電送システムを整備する。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (防災基本計画との整合) 1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)
64	第 8 章 避難行動の促進対策	第 8 章 避難行動の促進対策	
66	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。	第 3 節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成 1 市における措置 (1) マニュアルの作成 市は、避難指示（<u>緊急</u>）等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
67	ウ 「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること	ウ 「<u>避難勧告等に関するガイドライン</u>」（内閣府）を参考にすること エ 区域の設定にあたっては、次の区域を踏まえる <u>とともに、いざというときに</u>	1. 県の地域防災計画の修正の

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
	エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえること	<u>市長自らが躊躇なく避難勧告等を発令できるよう具体的な区域を設定すること</u>	反映 （表記の整理）
67	(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。	(2) 判断基準の設定に係る助言 判断基準 <u>や発令対象区域</u> の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（河川・海岸管理、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
67	(3) <u>判断のための助言を求めるための事前準備</u> 市は、避難勧告等を発令する際（土砂災害については、それらを解除する際も含む）に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	(3) 事前準備 市は、避難勧告等を発令 <u>しようとする場合において</u> 、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
68	2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。	2 県（建設部）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置 県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市が、避難勧告等の判断基準 <u>や発令対象区域</u> の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
69	第 5 節 避難に関する意識啓発 1 市における措置	第 5 節 避難に関する意識啓発 1 市における措置	
70	(3) その他 イ 市は、指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。	(3) その他 イ 市は、 <u>指定避難場所及び</u> 指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 <u>また、設置に当たっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とするものとする。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （愛知県避難誘導標識等設置指針の改

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由												
71	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	定)												
71	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対策</td><td>(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者</td><td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 1 (6) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 要配慮者支援対策	(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 1 (6) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対策</td><td>(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者</td><td>1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (削除)</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 要配慮者支援対策	(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (削除)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 2 節 要配慮者支援対策	(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内の施設等の公表 1 (6) 洪水時の要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 2 節 要配慮者支援対策	(市) 防災課、 高齢介護課、福祉課、社会福祉施設等管理者	1 (1) 社会福祉施設等における対策 1 (2) 在宅の要配慮者対策 1 (3) 避難行動要支援者対策 1 (4) 外国人等に対する対策 1 (5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策 (削除)													
72	第 1 節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等	第 1 節 避難所の指定・整備 1 市における措置 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、 <u>ホワイトボード</u> 等	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (厚生労働省「避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について」に基づき修正)												
73	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策													
74	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策	1 県、市及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策													
74	エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	2. 碧南市各部												

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
75	市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会及び自主防災会とする。 （略）	市は、避難行動要支援者のうち、避難支援等関係者に、情報を提供することについて本人の同意を得られた者の名簿を、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供するものとする。 避難支援等関係者は、消防署、警察署、民生委員児童委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、<u>自主防災会及び町内会</u>とする。	局における活動の反映等 （表記の整理）
75	オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。 <u>（追加）</u>	オ 名簿情報の情報漏えいを防止 避難支援等関係者に対し、名簿を提供する際には、個人情報の保護に十分配慮し、名簿情報の適切な管理を依頼するなど、情報の漏えい防止を図る。<u>庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u>	2．碧南市各局における活動の反映等 （表記の整理）
75	(5) 浸水想定区域内の施設の公表 市は、浸水想定区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設（以下、要配慮者利用施設）で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称、所在地及び水害時の避難所については資料編（資料 1－2）に定めるとともに、住民への周知を図る。	(5) 浸水想定区域内<u>等の要配慮者利用施設に対する対策</u> <u>ア 浸水想定区域内等の施設等の公表</u> 市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称、所在地及び水害時の避難所について市地域防災計画（資料編（資料 1－2））に定めるとともに、住民への周知を図る。	1．県の地域防災計画の修正の反映 （土砂災害防止法の改正（H29.6））
76	<u>(6) 洪水時の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> 市は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、施設管理者に対し、施設への電話連絡を始め、広報車の現地派遣、防災行政無線（同報系）、インターネットホームページ、ケーブルテレビ（株キャッチネットワーク）、コミュニティーFM（株エフエムキャッチ）へきなん防災メール、緊急速報メール等の多様な手段を活用して洪水予報、水位到達情報等を伝達する。	<u>イ 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</u> 市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。 <u>ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施</u> <u>(ア) 計画の作成</u> <u>市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施するものとする。</u> <u>(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及</u>	1．県の地域防災計画の修正の反映 （水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）） 1．県の地域防災計画の修正の

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
		<u>市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性認識させるよう努める。</u> <u>(ウ) 施設管理者等に対する支援</u> <u>県及び市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。</u> <u>(エ) 市長の指示等</u> <u>市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</u>	反映 （対策の追加） 1. 県の地域防災計画の修正の反映 （水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6））
76	第 3 節 帰宅困難者対策 1 市における措置 公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。	第 3 節 帰宅困難者対策 1 市における措置 <u>市は、公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 （表記の整理）
78	第 1 0 章 広域応援体制の整備	第 1 0 章 広域応援体制の整備	
78	第 2 節 広域応援体制の整備 1 応援協定の締結等 <u>（追加）</u> 市は、災害対策基本法第 4 9 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 <u>（追加）</u>	第 2 節 広域応援体制の整備 1 応援協定の締結等 <u>（1）相互応援協定</u> 市は、災害対策基本法第 4 9 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。 <u>（2）民間団体等との協定</u>	1. 県の地域防災計画の反映 （表記の整理）

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
79	また県及び市は、災害対策基本法第 4 9 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 3 広域消防相互応援協定	県及び市は、災害対策基本法第 4 9 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。 第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備 3 広域消防相互応援	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
81	第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上	第 1 1 章 防災訓練及び防災意識の向上	
83	第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び消防署における措置	第 2 節 防災のための意識啓発・広報 1 市及び消防署における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
84	(1) 防災意識の啓発 オ 警報等や避難指示等の意味と内容	(1) 防災意識の啓発 オ 警報等や避難指示 (緊急) 等の意味と内容	
84	第 3 節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置	第 3 節 防災のための教育 1 市及び学校等管理者における措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
85	(1) 児童生徒等に対する安全教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校 <u>(幼稚園を含む。以下同じ)</u> において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、<u>教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u>	(1) 児童生徒等に対する安全教育 児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校、<u>幼稚園及び保育所</u>において防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、<u>学級会活動、学校行事等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮する。</u>	
85	(2) 関係職員の専門的知識の<u>かん</u>養及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>かん</u>養及び技能の向上を図る。	(2) 関係職員の専門的知識の<u>涵 (かん)</u> 養及び技能の向上 関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の<u>涵 (かん)</u> 養及び技能の向上を図る。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
87	(4) 登下校（登降園）の安全確保 児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。 ア 通学路の設定 (オ) 幼児の登降園については<u>原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。</u>	(4) 登下校（登降園）の安全確保 児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校、<u>幼稚園及び保育所</u>ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。 ア 通学路の設定 (オ) 幼児の登降園については、<u>保護者が付き添うものとする。</u>	2．碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
87	第 1 2 章 防災に関する調査研究の推進	第 1 2 章 防災に関する調査研究の推進	
87	第 1 節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (3) <u>防災マップの作成</u>	第 1 節 防災に関する調査研究の推進 1 市における措置 (3) <u>防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備</u>	1．県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
88	(4) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	(4) 地籍調査 市は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を <u>世界測地系による数値情報により</u> 正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
89	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策	
89	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																																																																																														
95 96	第 3 節 災害救助法の適用 1 県における措置 (3) 市町村への委任 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td> 市町村立小・中学校等児童生徒分 </td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td> 県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分 </td><td colspan="2">県</td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県		埋葬	市（県が委任）		死体の搜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		第 3 節 災害救助法の適用 1 県における措置 (3) 市町村への委任 <table><tr><th rowspan="2">救助の種類</th><th colspan="2">実施者</th></tr><tr><th>局地災害の場合</th><th>広域災害の場合</th></tr><tr><td>避難所の設置</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>応急仮設住宅の設置</td><td colspan="2">県</td></tr><tr><td>食品の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>飲料水の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>被服、寝具の給与</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>医療、助産</td><td>市（県が委任）</td><td>県 日本赤十字社愛知県支部</td></tr><tr><td>被災者の救出</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住宅の応急修理</td><td>市町村（県が委任）</td><td>県</td></tr><tr><td>学用品の給与</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td> 市町村立小・中学校等児童生徒分 </td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td> 県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分 </td><td colspan="2">県 <u>（県民文化部、教育委員会）</u></td></tr><tr><td>埋葬</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>死体の搜索及び処理</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr><tr><td>住居又はその周辺の土石等の障害物の除去</td><td colspan="2">市（県が委任）</td></tr></table>	救助の種類	実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	避難所の設置	市（県が委任）		応急仮設住宅の設置	県		食品の給与	市（県が委任）		飲料水の給与	市（県が委任）		被服、寝具の給与	市（県が委任）		医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部	被災者の救出	市（県が委任）		住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県	学用品の給与			市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）		県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県 <u>（県民文化部、教育委員会）</u>		埋葬	市（県が委任）		死体の搜索及び処理	市（県が委任）		住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）		1. 県の地域防災計画の修正の反映 （名称の変更）
救助の種類	実施者																																																																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																															
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																
応急仮設住宅の設置	県																																																																																																
食品の給与	市（県が委任）																																																																																																
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部																																																																																															
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																																
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県																																																																																															
学用品の給与																																																																																																	
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県																																																																																																
埋葬	市（県が委任）																																																																																																
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																
救助の種類	実施者																																																																																																
	局地災害の場合	広域災害の場合																																																																																															
避難所の設置	市（県が委任）																																																																																																
応急仮設住宅の設置	県																																																																																																
食品の給与	市（県が委任）																																																																																																
飲料水の給与	市（県が委任）																																																																																																
被服、寝具の給与	市（県が委任）																																																																																																
医療、助産	市（県が委任）	県 日本赤十字社愛知県支部																																																																																															
被災者の救出	市（県が委任）																																																																																																
住宅の応急修理	市町村（県が委任）	県																																																																																															
学用品の給与																																																																																																	
市町村立小・中学校等児童生徒分	市（県が委任）																																																																																																
県立高等学校、特別支援学校等、私立学校等児童生徒分	県 <u>（県民文化部、教育委員会）</u>																																																																																																
埋葬	市（県が委任）																																																																																																
死体の搜索及び処理	市（県が委任）																																																																																																
住居又はその周辺の土石等の障害物の除去	市（県が委任）																																																																																																
98	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動																																																																																															
98	基本方針 ○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。	基本方針 ○ 被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに<u>土砂災害防止法に基づく</u>土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （土砂災害防止法の改正																																																																																														

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																															
98	主な機関の措置	主な機関の措置	(H29. 6)) 2．碧南市各部署における活動の反映等 (課名の修正)																															
99	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 節 気象警報等の発表、伝達</td><td>名古屋地方気象台</td><td>1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>中部地方整備局、県</td><td>2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知</td></tr><tr><td>日本放送協会名古屋放送局</td><td>7 迅速な警報の放送</td></tr><tr><td>(市) 防災課、秘書情報課</td><td>8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知</td></tr><tr><td>その他防災関係機関</td><td>9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 10 気象予報警報等の伝達系統 11 異常現象の通報</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達	西日本電信電話株式会社	6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知	日本放送協会名古屋放送局	7 迅速な警報の放送	(市) 防災課、秘書情報課	8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知	その他防災関係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 10 気象予報警報等の伝達系統 11 異常現象の通報	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="6">第 1 節 気象警報等の発表、伝達</td><td>名古屋地方気象台</td><td>1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>中部地方整備局、県</td><td>2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知</td></tr><tr><td>日本放送協会名古屋放送局</td><td>7 迅速な警報の放送</td></tr><tr><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知</td></tr><tr><td>その他防災関係機関</td><td>9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 10 気象予報警報等の伝達系統 11 異常現象の通報</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達	西日本電信電話株式会社	6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知	日本放送協会名古屋放送局	7 迅速な警報の放送	(市) 防災課、経営企画課	8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知	その他防災関係機関
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																
第 1 節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																
	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達																																
	西日本電信電話株式会社	6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																
	日本放送協会名古屋放送局	7 迅速な警報の放送																																
	(市) 防災課、秘書情報課	8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																
	その他防災関係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 10 気象予報警報等の伝達系統 11 異常現象の通報																																
区 分	機 関 名	主 な 内 容																																
第 1 節 気象警報等の発表、伝達	名古屋地方気象台	1 気象業務法に基づく特別警報・警報の発表・伝達 2 (1) (2) 洪水予報の発表・伝達 4 土砂災害警戒情報の発表・伝達																																
	中部地方整備局、県	2 (1) 洪水予報の発表・伝達 3 水防警報の発表・伝達 5 土砂災害緊急情報の発表・伝達																																
	西日本電信電話株式会社	6 一般通信に優先した警報の関係市町村に対する通知																																
	日本放送協会名古屋放送局	7 迅速な警報の放送																																
	(市) 防災課、経営企画課	8 必要事項を住民及び所在の官公署へ周知																																
	その他防災関係機関	9 法令及び自らの防災計画等により、必要な措置 10 気象予報警報等の伝達系統 11 異常現象の通報																																
99 101 103	第 1 節 気象警報等の発表、伝達 10 気象予報警報等の伝達系統 (5) 土砂災害緊急情報の伝達系統 (6) 火災気象通報の伝達系統 (7) 火災警報の伝達系統	第 1 節 気象警報等の発表、伝達 10 気象予報警報等の伝達系統 (5) 土砂災害緊急情報報 (6) 火災気象通報報 (7) 火災警報報	1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																															
103	第 2 節 避難の勧告・指示 1 市における措置 (1) 避難勧告など ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難	第 2 節 避難の勧告・指示 1 市における措置 (1) 避難勧告等 ア 避難勧告・避難指示（緊急） 気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・避難指示（緊急）を発令するものとする。 その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを勧告又は指示する。 避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難	1．県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																															

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
104	のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、 <u>避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</u>	のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。 また、 <u>夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難勧告等を発令する。</u>	
104	イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて <u>指定緊急避難場所（一時退避場所、火災時退避場所）</u> を開設する。	イ 避難準備・高齢者等避難開始 一般住民に対して避難準備（ <u>避難所</u> で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。 また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて <u>避難所</u> を開設する。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
104	ウ 屋内避難 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。	ウ 屋内 <u>安全確保</u> 周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を指示することができる。 <u>ただし、土砂災害については、避難所に立退き避難することが原則となる。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
106	9 避難の措置と周知 <u>（追加）</u> （1）住民への周知徹底	9 避難の措置と周知 <u>避難の勧告若しくは指示をした者又は機関は、速やかに関係機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</u> （1）住民への周知徹底	1. 県の地域防災計画の反映 （表記の整理）
108	第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 （1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。	第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 （1）避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 地域住民、自主防災組織、民生委員、 <u>児童委員</u> 等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 （表記の整理）

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																				
110	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報																					
111	基本方針 主な機関の措置	基本方針 主な機関の措置	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名の修正)																				
	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="3">第 3 節 広報</td><td>(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関</td><td>1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>2 災害広報の依頼に対する協力</td></tr><tr><td>(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関</td><td>3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 3 節 広報	(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力	(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施	<table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td rowspan="3">第 3 節 広報</td><td>(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関</td><td>1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>2 災害広報の依頼に対する協力</td></tr><tr><td>(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関</td><td>3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 3 節 広報	(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力	(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施	
区 分	機関名	主 な 措 置																					
第 3 節 広報	(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設																					
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力																					
	(市) 防災課、秘書情報課、 防災関係機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施																					
区 分	機関名	主 な 措 置																					
第 3 節 広報	(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関	1 (1) 関係機関との連絡を密にした広報活動 1 (2) 相談窓口等の開設																					
	報道機関	2 災害広報の依頼に対する協力																					
	(市) 防災課、経営企画課、 防災関係機関	3 (1) 報道機関が行う災害報道のための取材活動への協力 3 (2) 住民への災害広報 4 広報内容 5 広報活動の実施																					
112	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	第 1 節 被害状況等の収集・伝達	2. 碧南市各部署における活動の反映等																				
113	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (8) 必要に応じてモーターサイクリストレスキュークラブ（以下、MRC）に協力を要請し、オートバイの機動性・利便性を有効活用する。	2 被害状況等の一般的収集、伝達系統 (削除)	(表記の整理)																				
116	第 2 節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (3) 衛星通信施設の使用 市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークの一環である衛星通信施設を活用し、映像を含む情報の受伝達に努める。 (4) 移動系無線局の使用 各防災関係機関は、地震に強い移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。	第 2 節 通信手段の確保 1 市及び防災関係機関における措置 (3) 衛星通信施設の使用 市及び防災関係機関は、地上系の防災行政無線網に障害、輻輳や混信が発生した場合には、地域衛星通信ネットワークを活用した衛星通信施設により、映像を含む情報の受伝達に努める。 (4) 移動系無線局の使用 各防災関係機関は、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備するとともに、有効な運用を図り、地域の円滑な情報の受伝達を行う。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																				
121	第 4 章 応援協力・派遣要請	第 4 章 応援協力・派遣要請																					

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																																										
122	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第 1 節 応援協力</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担</td></tr><tr><td>第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等</td><td>(市) 防災課、経営企画課、消防署</td><td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制</td></tr><tr><td>第 3 節 自衛隊の災害派遣</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲</td></tr><tr><td>第 4 節 ボランティアの受入れ</td><td>(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会</td><td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 (追加)</td></tr><tr><td>第 5 節 労務計画</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給</td></tr><tr><td>第 6 節 防災活動拠点の確保</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 応援協力	(市) 防災課、経営企画課	1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担	第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 防災課、経営企画課、消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制	第 3 節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲	第 4 節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 (追加)	第 5 節 労務計画	(市) 防災課、経営企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給	第 6 節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主 な 措 置</th></tr><tr><td>第 1 節 応援協力</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担</td></tr><tr><td>第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等</td><td>(市) 防災課、経営企画課、消防署</td><td>1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制</td></tr><tr><td>第 3 節 自衛隊の災害派遣</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲</td></tr><tr><td>第 4 節 ボランティアの受入れ</td><td>(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会</td><td>1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携</td></tr><tr><td>第 5 節 労務計画</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給</td></tr><tr><td>第 6 節 防災活動拠点の確保</td><td>(市) 防災課、経営企画課</td><td>1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点</td></tr></table>	区 分	機関名	主 な 措 置	第 1 節 応援協力	(市) 防災課、経営企画課	1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担	第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 防災課、経営企画課、消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制	第 3 節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲	第 4 節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携	第 5 節 労務計画	(市) 防災課、経営企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給	第 6 節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第 1 節 応援協力	(市) 防災課、経営企画課	1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担																																											
第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 防災課、経営企画課、消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制																																											
第 3 節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲																																											
第 4 節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 (追加)																																											
第 5 節 労務計画	(市) 防災課、経営企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給																																											
第 6 節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点																																											
区 分	機関名	主 な 措 置																																											
第 1 節 応援協力	(市) 防災課、経営企画課	1 (1) 知事に対する応援要求 1 (2) 他の市町村長に対する応援要求 2 災害緊急事態 3 経費の負担																																											
第 2 節 応援部隊等による広域応援等救援隊等	(市) 防災課、経営企画課、消防署	1 (1) 緊急消防援助隊等の応援要請 1 (2) 海上保安庁の応援要請 2 応援要員の受入体制																																											
第 3 節 自衛隊の災害派遣	(市) 防災課、経営企画課	1 災害派遣要請者に対する自衛隊の派遣要請依頼 2 災害派遣要請等手続き系統 3 災害派遣部隊の受入れ 4 災害派遣に伴う経費の負担区分 5 災害派遣された自衛隊の活動範囲																																											
第 4 節 ボランティアの受入れ	(市) 防災課、地域協働課、社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの設置 2 コーディネーターの役割 3 協力が予想されるボランティア団体等 4 ボランティア団体との連携																																											
第 5 節 労務計画	(市) 防災課、経営企画課	1 実施責任者 2 労務者の雇用 3 民間人による労務供給																																											
第 6 節 防災活動拠点の確保	(市) 防災課、経営企画課	1 防災活動拠点の確保 2 防災活動拠点																																											
122	第 1 節 応援協力 1 市における措置 (略) (追加)	第 1 節 応援協力 1 市における措置 (略) (3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会、及び他の市町村と調整・連絡した上で実施するものとする。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)																																										
126	第 4 節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 (1) 市及び社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。	第 4 節 ボランティアの受入れ 1 市及び社会福祉協議会における措置 (1) 社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを速やかに開設し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、市は、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)																																										

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
126	2 コーディネーターの役割 (略)	2 コーディネーターの役割 (略)	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (対策の追加)
127	(追加)	<u>3 ボランティア団体等との連携</u> 市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。	
127	<u>3</u> 協力が予想されるボランティア団体等 碧南市防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、MRC、県内外からのボランティア	<u>4</u> 協力が予想されるボランティア団体等 碧南市防災ボランティア連絡会、碧南市赤十字奉仕団、碧南アマチュア無線防災グループ、 <u>県</u> 内外からのボランティア	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
127	第5節 労務計画 2 労務者の雇用 (1) 雇用方法 ア 日雇労務者 公共職業安定所の <u>男子</u> 登録日雇労務者（無技能者、有技能者―大工・石工等）	第5節 労務計画 2 労務者の雇用 (1) 雇用方法 ア 日雇労務者 公共職業安定所の <u>登録</u> 日雇労務者（無技能者、有技能者―大工・石工等）	2. 碧南市各部署における活動の反映等 (課名修正)
135	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
138	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置	第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
139	(2) 防疫活動 ウ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	(2) 防疫活動 ウ <u>感染症法</u> による生活の用に供される水の供給を実施する。	
140	(5) 健康管理 イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。	(5) 健康管理 イ 要配慮者の健康状態には特段の配慮を <u>行い</u> 、必要に応じ <u>医療を確保するとともに、福祉施設等での受け入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。</u>	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (愛知県災害時保健師活動マニュアルと

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																																																																								
142	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	の整合)																																																																								
142	主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td></td><td>○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td></td><td>○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施		港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求		鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求		県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保		碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請		主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>愛知県道路公社</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施</td><td></td></tr><tr><td>港湾等管理者</td><td></td><td>○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>鉄道事業者</td><td></td><td>○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求</td><td></td></tr><tr><td>県</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 (削除) ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保</td><td></td></tr><tr><td>碧南市</td><td></td><td>○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施		港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求		鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求		県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 (削除) ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保		碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請		1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																								
県警察		○交通規制等の実施																																																																									
第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り																																																																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																																																									
愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施																																																																									
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求																																																																									
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求																																																																									
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 ○応急対策の実施 ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保																																																																									
碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請																																																																									
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																								
県警察		○交通規制等の実施																																																																									
第四管区海上保安本部		○情報収集、警戒、取締り																																																																									
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																																																									
愛知県道路公社		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○一般通行者に対する情報提供 ○関係機関との情報交換 ○応急復旧対策の実施																																																																									
港湾等管理者		○応急工事 ○応援要求																																																																									
鉄道事業者		○列車の避難・停止 ○応急工事 ○応援要求																																																																									
県		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 (※) ○二次災害防止のための交通規制 ○情報の提供 (削除) ○応援要求 ○県車両等の配備態勢整備 ○関係機関に対する協力要請 ○緊急輸送車両等の確保																																																																									
碧南市		○道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 ○情報の提供 ○応援要求 ○人員・物資等の輸送手段確保 ○他市町村・県への調達あっせん要請																																																																									

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）		改正後（平成 31 年 2 月修正）		改正理由																											
143	<table><tr><td>中部運輸局</td><td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん</td></tr></table>		中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	<table><tr><td>中部運輸局</td><td>○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん</td></tr></table> ※ <u>地元協定業者、県と災害対策支援に関する協定を締結する建設業団体（愛知県土木研究会、愛知県建設業協会、日本建設業連合会中部支部）により実施</u>		中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん	災害計画の修正の反映 （対策の追加）																							
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん																															
中部運輸局	○関係事業者に対する輸送力確保措置の指導 ○県の要請に基づく車両等の調達あっせん																															
143	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）</td><td>（市）防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第 2 節 道路施設対策</td><td>（市）防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">第 3 節 港湾・漁港施設対策</td><td>（市）防災課、土木課</td><td>1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 （追加） 1 (4) 航路啓開の実施</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>2 (1) <u>在港船舶に対する避難指示・勧告</u> 2 (2) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u> 2 (3) <u>水路調査及び巡視船舶による警戒等安全措施</u> 2 (4) <u>海上交通規制</u> （追加） 3 木材等の航路障害物の除去</td></tr></table>		区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）	（市）防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	（略）	第 2 節 道路施設対策	（市）防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	（略）	第 3 節 港湾・漁港施設対策	（市）防災課、土木課	1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 （追加） 1 (4) 航路啓開の実施	第四管区海上保安本部	2 (1) <u>在港船舶に対する避難指示・勧告</u> 2 (2) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u> 2 (3) <u>水路調査及び巡視船舶による警戒等安全措施</u> 2 (4) <u>海上交通規制</u> （追加） 3 木材等の航路障害物の除去	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）</td><td>（市）防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第 2 節 道路施設対策</td><td>（市）防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社</td><td>（略）</td></tr><tr><td rowspan="2">第 3 節 港湾・漁港施設対策</td><td>（市）防災課、土木港湾課</td><td>1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 1 (4) <u>国土交通省への支援要請（港湾法第 55 条の 3 の 3）</u> 1 (5) 航路啓開の実施</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部</td><td>2 (1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2 (2) <u>船舶交通の制限等</u> 2 (3) <u>必要な措置</u> 2 (4) <u>水路の安全確保</u> 2 (5) <u>航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の撤去</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）	（市）防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署	（略）	第 2 節 道路施設対策	（市）防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社	（略）	第 3 節 港湾・漁港施設対策	（市）防災課、土木港湾課	1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 1 (4) <u>国土交通省への支援要請（港湾法第 55 条の 3 の 3）</u> 1 (5) 航路啓開の実施	第四管区海上保安本部	2 (1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2 (2) <u>船舶交通の制限等</u> 2 (3) <u>必要な措置</u> 2 (4) <u>水路の安全確保</u> 2 (5) <u>航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の撤去	2．碧南市各部署における活動の反映等 （課名修正） 1．県の地域防災計画の修正の反映 （表記の整理）
区 分	機 関 名	主 な 内 容																														
第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）	（市）防災課、土木課 県警察、自衛隊、消防署	（略）																														
第 2 節 道路施設対策	（市）防災課、土木課 中部地方整備局 愛知県道路公社	（略）																														
第 3 節 港湾・漁港施設対策	（市）防災課、土木課	1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 （追加） 1 (4) 航路啓開の実施																														
	第四管区海上保安本部	2 (1) <u>在港船舶に対する避難指示・勧告</u> 2 (2) <u>安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u> 2 (3) <u>水路調査及び巡視船舶による警戒等安全措施</u> 2 (4) <u>海上交通規制</u> （追加） 3 木材等の航路障害物の除去																														
区 分	機 関 名	主 な 内 容																														
第 1 節 道路交通規制等 （交通規制計画）	（市）防災課、土木港湾課 県警察、自衛隊、消防署	（略）																														
第 2 節 道路施設対策	（市）防災課、土木港湾課 中部地方整備局 愛知県道路公社	（略）																														
第 3 節 港湾・漁港施設対策	（市）防災課、土木港湾課	1 (1) 応急工事の実施 1 (2) 放置車両や立ち往生車両の移動等 1 (3) 県又は自衛隊に対する応急工事実施の応援要請 1 (4) <u>国土交通省への支援要請（港湾法第 55 条の 3 の 3）</u> 1 (5) 航路啓開の実施																														
	第四管区海上保安本部	2 (1) <u>船舶交通の整理・指導</u> 2 (2) <u>船舶交通の制限等</u> 2 (3) <u>必要な措置</u> 2 (4) <u>水路の安全確保</u> 2 (5) <u>航路標識の保全</u> 3 木材等の航路障害物の撤去																														
148	第 2 節 道路施設対策		第 2 節 道路施設対策		1．県の地域防災計画の反映 （表記の整理）																											
149	2 中部地方整備局における措置		2 中部地方整備局における措置																													
	(1) <u>状況の把握</u> ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。 （追加）		(1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡システムの確保に努めるものとする。 <u>エ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u>																													

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
149	(2) 緊急輸送道路の機能の確保 (追加) ア 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 イ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。 ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 エ 措置に当たっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。 (追加)	(2) <u>道路、橋梁等の緊急復旧</u>、緊急輸送道路の機能の確保 ア <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> イ 緊急輸送道路について、その機能を確保するために被害の状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。 ウ 収集した道路被害情報をもとに、必要に応じてう回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 オ 措置にあたっては、緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。 <u>カ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
149	(追加)	(3) <u>緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）による活動支援</u> <u>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</u> (4) 情報の提供 緊急輸送道路の確保状況及び通行規制等の道路情報については、道路情報板、<u>路側放送</u>等を利用するとともに、報道機関を通じて広く道路利用者等に対して情報提供するものとする。 (4) 応急資機材等の確保	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
150	3 愛知県道路公社における措置 (1) 点検の実施 ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。	3 愛知県道路公社における措置 (1) <u>道路情報の収集及び関係機関との情報共有</u> ア 道路施設の被害状況及び交通状況を速やかに把握するため、管理隊及び緊急時協定業者により巡視点検を速やかに実施する。また、橋梁等の構造物については、必要に応じ緊急点検業者により詳細な点検を実施する。	1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
150	イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。 （追加） （4）応急復旧対策の実施 （追加） 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。 （追加）	イ 一般加入電話が使用できない場合を考慮した衛星電話及び防災無線により、迅速な情報収集及び情報伝達に努める。 <u>ウ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u> （4）応急復旧対策の実施 <u>ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u> <u>イ 緊急道路としての通行が不能となっている箇所については、緊急輸送道路の機能確保を優先に、緊急時協定業者により速やかに通行可能となるよう障害物除去による道路啓開、応急復旧作業を実施する。</u> <u>ウ 応急工事の実施が困難な場合、県への要員の確保について応援を要求し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施につき応援を要請する。</u>	1. 県の地域防災計画の反映 （表記の整理）
150	第3節 港湾・漁港施設対策	第3節 港湾・漁港施設対策	1. 県の地域防災計画の修正の反映
151	1 市における措置 （3）県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 （追加） <u>（4）航路啓開の実施</u>	1 市における措置 （3）県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請 <u>（4）国土交通省への支援要請（港湾法第55条の3の3）</u> <u>港湾管理者は非常災害時に、国による自衛隊等の政府機関や民間企業との岸壁の利用に関する高度な調整、岸壁等の点検・使用可否判断、臨港道路の段差解消等の応急復旧等のため必要がある場合は、国に支援の要請を行う。</u> <u>（5）航路啓開の実施</u>	（港湾法の一部改正）
151	2 第四管区海上保安本部における措置 <u>（1）在港船舶に対する避難指示・勧告</u> 第四管区海上保安本部は、台風、荒天、津波等により在港船舶が港湾施設を破壊し、又は船舶が遭難する恐れがある場合、これらの危害を防ぐため港湾管理者、県警察、漁業協同組合、機帆船組合、その他海運業者と緊密に連携し、在港船舶に対し、河川又は港外の安全な場所へ避難するよう指示・勧告する。 <u>（2）安全通信（四管区航行警報）による船舶及び関係機関への情報周知</u> 第四管区海上保安本部は、航路標識の流失、移動、損壊等が生じた場合、安全通信（四管区航行警報）により船舶及び関係機関に周知するとともに、復旧又は応急の措置を講ずる。 <u>（3）水路調査及び巡視船艇による警戒等安全措置</u> 第四管区海上保安本部は、水路が閉塞し、又は水深に異常を生じた場合は、水	2 第四管区海上保安本部における措置 <u>（1）船舶交通の整理・指導</u> <u>海上交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。</u> <u>（2）船舶交通の制限等</u> <u>海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。</u> <u>（3）必要な措置</u> <u>海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、港湾・漁港管理者（県・市町・名古屋港管理組合）と連携しつつ、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命</u>	1. 県の地域防災計画の反映 （表記の整理）

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由																														
	<u>路調査を行うとともに、安全通信（四管区航行警報）により船舶に周知し、また、巡視船艇による警戒等安全措施を講ずる。</u> (4) <u>海上交通規制</u> <u>第四管区海上保安本部は、災害応急対策活動として行う緊急輸送を円滑に行うため、あるいは航路障害のため船舶交通の規制を行う必要がある場合、航行禁止・制限区域の設定あるいは巡視船艇による交通整理等の措置を講ずる。</u> (追加)	<u>じ、又は勧告する。</u> (4) <u>水路の安全確保</u> <u>水路の推進に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</u> (5) <u>航路標識の保全</u> <u>航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。</u>																															
152	第 5 節 緊急輸送手段の確保	第 5 節 緊急輸送手段の確保	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (表記の整理)																														
153	1 市における措置	1 市における措置																															
	(3) 緊急輸送車両確保要領	(3) 緊急輸送車両確保要領																															
	ア 確保順位	ア 確保順位																															
	(ア) 市の車両等	(ア) 市の車両等																															
	(イ) 県及び他市町村の車両等	(イ) 県及び他市町村の車両等																															
	(ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部会、 <u>M R C</u> ）所有の車両等	(ウ) 応急対策実施機関（郵便局、愛知県トラック協会西三河支部碧南部 <u>会</u> ） <u>所有</u> の車両等																															
156	第 8 章 水害防除対策	第 8 章 水害防除対策																															
156	主な機関の措置	主な機関の措置	2．碧南市各 局における活動 の反映等 (課名修正)																														
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 節 水防</td><td>水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、<u>土木課</u>、下水道課、土地改良区、消防署</td><td>(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木課</u></td><td>1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知</td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 節 流木の防止</td><td>漁港管理者</td><td>2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置</td></tr><tr><td>河川管理者、(市) <u>土木課</u></td><td>3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置</td></tr><tr><td>県警察、(市) <u>土木課</u></td><td>4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 水防	水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、下水道課、土地改良区、消防署	(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係	第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木課</u>	1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知	第 3 節 流木の防止	漁港管理者	2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置	河川管理者、(市) <u>土木課</u>	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置	県警察、(市) <u>土木課</u>	4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td rowspan="2">第 1 節 水防</td><td>水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、<u>土木港湾課</u>、下水道課、土地改良区、消防署</td><td>(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係</td></tr><tr><td>第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木港湾課</u></td><td>1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知</td></tr><tr><td rowspan="3">第 3 節 流木の防止</td><td>漁港管理者</td><td>2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置</td></tr><tr><td>河川管理者、(市) <u>土木港湾課</u></td><td>3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置</td></tr><tr><td>県警察、(市) <u>土木港湾課</u></td><td>4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 水防	水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、土地改良区、消防署	(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係	第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木港湾課</u>	1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知	第 3 節 流木の防止	漁港管理者	2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置	河川管理者、(市) <u>土木港湾課</u>	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置	県警察、(市) <u>土木港湾課</u>	4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第 1 節 水防	水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、 <u>土木課</u> 、下水道課、土地改良区、消防署	(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係																															
	第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木課</u>	1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知																															
第 3 節 流木の防止	漁港管理者	2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置																															
	河川管理者、(市) <u>土木課</u>	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置																															
	県警察、(市) <u>土木課</u>	4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係																															
区 分	機 関 名	主 な 内 容																															
第 1 節 水防	水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者、海岸管理者 (市) 防災課、農業水産課、 <u>土木港湾課</u> 、下水道課、土地改良区、消防署	(水防活動) 1 (1) 水防計画 1 (2) 水防活動 (たん水排除) 2 たん水排除の実施 3 応援協力関係																															
	第四管区海上保安本部、 港湾管理者、(市) <u>土木港湾課</u>	1 港湾区域内及び付近海上に流出した流木の除去に関する措置及び船舶への周知																															
第 3 節 流木の防止	漁港管理者	2 漁港水域内に漂流する流木の除去に関する措置																															
	河川管理者、(市) <u>土木港湾課</u>	3 河川流域内に漂流する流木の除去に関する措置																															
	県警察、(市) <u>土木港湾課</u>	4 たん水又は浸水地域に漂流する流木の除去に関する措置 5 応援協力関係																															

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由												
157	第 1 節 水防 （水防活動）	第 1 節 水防 （水防活動）	1．県の地域防 災計画の修正の 反映 （水防法の改 正(H29. 6)）												
157	1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措 置	1 水防管理者、水門・こう門等の管理者、河川管理者及び海岸管理者における措 置													
	(2) 水防活動	(2) 水防活動													
158	ア～カ（略） (追加)	ア～カ（略） <u>キ 緊急通行</u> <u>水防団等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要ある場 合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することがで き、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければ ならない。</u> <u>ク 公用負担</u> <u>水防団長等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要があ るときは、水防の現場において、必要な土地を一時利用し、土石等の資材を使 用し、車両・運搬用機器・排水機器を使用することができ、水防管理団体は、 それにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。</u>													
162	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 9 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策													
162	主な機関の措置	主な機関の措置	2．碧南市各部 局における活動 の反映等 （課名追加）												
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対 策</td><td>(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課</td><td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td></tr></table>	区 分		機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 要配慮者支援対 策	(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 2 節 要配慮者支援対 策</td><td>(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課、 <u>地域協働課</u></td><td>1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 2 節 要配慮者支援対 策	(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課、 <u>地域協働課</u>	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 2 節 要配慮者支援対 策	(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 2 節 要配慮者支援対 策	(市) 防災課、 福祉課、高齢介 護課、健康課、 <u>地域協働課</u>	1 (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導 1 (2) 避難行動要支援者の避難支援 1 (3) 障害者に対する情報提供 1 (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保 1 (5) 福祉避難所の設置等 1 (6) 福祉サービスの継続支援 1 (7) 県に対する広域的な応援要請 1 (8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握													
167	第 1 0 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 1 0 章 水・食品・生活必需品等の供給													
167	主な機関の措置	主な機関の措置													
	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節</td><td>(市) 防災課</td><td>1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節	(市) 防災課	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給	<table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節</td><td>(市) 防災課</td><td>1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節	(市) 防災課	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給	
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 1 節	(市) 防災課	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 1 節	(市) 防災課	1 (1) 被災者等に対する飲料水、生活用水等の供給													

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）			改正後（平成 31 年 2 月修正）			改正理由
167	給水	水道課	1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 <u>(追加)</u> 2 応急給水 3 応援体制 4 非常用水源の確保 5 愛知県企業庁における措置 6 災害救助法の適用	給水	水道課	1 (2) 断水が生じた場合の措置 1 (3) 応急給水に係る医療施設等への優先的配慮 <u>1 (4) 取水及び浄水方法</u> 2 応急給水 3 応援体制 4 非常用水源の確保 5 愛知県企業庁における措置 6 災害救助法の適用	(表記の整理)
	第 2 節 食品の供給	(市) 防災課 商工課、 <u>(教)</u> 庶務課	1 (1) 炊出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達 1 (4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請 2 災害救助法の適用	第 2 節 食品の供給	(市) 防災課 商工課、庶務課	1 (1) 炊出しその他による食品の供給 1 (2) 他市町村又は県への応援要求 1 (3) 米穀の原料調達 1 (4) 炊出しについて、赤十字奉仕団等へ協力要請 2 災害救助法の適用	
	第 1 節 給水 1 市における措置 (1)～(3) (略) (追加)			第 1 節 給水 1 市における措置 (1)～(3) (略) <u>(4) 取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河川水等をろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。</u>			1. 県の地域防災計画の反映 (表記の整理)
	第 1 2 章 遺体の取扱い			第 1 2 章 遺体の取扱い			
	第 2 節 遺体の処理 1 市における措置 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、 <u>被災地域外に漂着した遺体のうち</u> 身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。			第 2 節 遺体の処理 1 市における措置 (5) 遺体の身元確認及び引き渡し 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。 なお、 <u>調査の結果、最終的に</u> 身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取り扱いとする。			2. 碧南市各部署における活動の反映等 (表記の整理)
175	第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策			第 1 3 章 ライフライン施設等の応急対策			
176	第 6 節 通信施設の応急措置 3 市及び防災関係機関における措置			第 6 節 通信施設の応急措置 3 市及び防災関係機関における措置			1. 県の地域防災計画の修正の
177							
179							
186							

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由												
187	無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にする<u>から</u>、速やかに各機関は、応急措置をとる。	無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。 なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にする<u>ため</u>、速やかに各機関は、応急措置をとる。	反映 （表記の整理）												
205	第 1 7 章 道路災害対策	第 1 7 章 道路災害対策													
206	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 道路災害対策</td><td>(市) 防災課、<u>土木</u>課 消防署</td><td>3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 道路災害対策	(市) 防災課、 <u>土木</u> 課 消防署	3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請	主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機 関 名</th><th>主 な 内 容</th></tr><tr><td>第 1 節 道路災害対策</td><td>(市) 防災課、<u>土木</u> <u>港湾</u>課 消防署</td><td>3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請</td></tr></table>	区 分	機 関 名	主 な 内 容	第 1 節 道路災害対策	(市) 防災課、 <u>土木</u> <u>港湾</u> 課 消防署	3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請	2．碧南市各部署における活動の反映等 （課名修正）
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 1 節 道路災害対策	(市) 防災課、 <u>土木</u> 課 消防署	3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請													
区 分	機 関 名	主 な 内 容													
第 1 節 道路災害対策	(市) 防災課、 <u>土木</u> <u>港湾</u> 課 消防署	3 (1) 情報収集及び県、国土交通省等関係機関への連絡 3 (2) 警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令 3 (3) 救助・救急活動及び消防活動 3 (4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等 3 (5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保 3 (6) 他の市町村に対する応援要請 3 (7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等 3 (8) 消防応援要請													
235	第 2 3 章 住宅対策	第 2 3 章 住宅対策													
237	第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 市は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて応急仮設住宅の建設を実施する。	第 4 節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市における措置 (1) 応急仮設住宅の建設 市は、<u>家</u>屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。ただし、災害救助法が適用されたときは、県における措置として建設が行われるので、市は協力する。なお、県から権限を委任されるものについては、県の基準に準じて応急仮設住宅の建設を実施する。	1．県の地域防災計画の反映 （表記の整理）												

碧南市地域防災計画（風水害対策計画）新旧対照表

頁	現行計画（平成 30 年 2 月修正）	改正後（平成 31 年 2 月修正）	改正理由
239 240	第 5 節 住宅の応急修理 2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合に <u>県が行う</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	第 5 節 住宅の応急修理 2 災害救助法の適用 (1) 災害救助法が適用された場合、 <u>県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市長への委託が想定されているため、市長が実施することになる。</u> <u>なお、</u> 救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (表記の整理)
246	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興	
249	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	第 2 章 公共施設等災害復旧対策	
251 252	第 2 節 激甚災害の指定 2 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び寡婦福祉法</u> による国の貸付けの特例	第 2 節 激甚災害の指定 2 激甚災害に係る財政援助措置 (4) その他の財政援助及び助成 エ <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> による国の貸付けの特例	1. 県の地域防災計画の修正の反映 (名称の変更)